

輪島市監査公表第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年 1月27日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年1月16日（木）観光課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 「御陣乗太鼓」(県指定無形文化財)の奉納打ちが行われる名舟町の白山神社前舞台に、現在、県立輪島漆芸技術研修生・九谷焼技術研修生で協力し輪島塗と九谷焼の魅力を融合させた壁面を制作中である。海外にも知られる御陣乗太鼓の舞台を、石川を代表する伝統工芸で彩り、北陸新幹線金沢開業も見据え、発祥の地の舞台の魅力を高め全国にさらに発信され、今後、四季を通じての滞在方誘客につながることを期待する。
- 昨年度、足湯利用調査を実施し、調査結果を踏まえ施設内の整備を行っている。早期の改善対応であり評価出来る。しかし、観光客・市民の方が、街並みを散策し足湯を体験することを予想した場合、施設内にタオル等の設置が必要と思われる。調査後の結果を再度、確認し何時でも体験できるような施設としての検討をお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

- 物産館使用料等の滞納について

個別訪問をし、今後の納付方法等の対応に努めている。引きつづき滞納額縮小に向け取り組んでいただきたい。